

い い な ほ 86

◆ 発行：日南町農業委員会 ◆ 編集：広報委員会

移動農地銀行を開催します

今年度も、町内7つの地域振興センター等を会場に、移動農地銀行を開催します。利用権設定に関する相談や農地に関する困り事などをお受けしています。各会場には、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員も同席しますので、この機会にぜひご相談ください。

○ 移動農地銀行日程表

地区	実施日	受付時間	会場 (担当の農業委員、推進委員)
福栄	11月15日(金)	9:00~11:30	福栄地域振興センター (福田職務代理・山本推進委員)
日野上	11月18日(月)	9:00~11:30	日南町役場 談話室 (梅林会長・天崎委員・倉光推進委員)
大宮	11月18日(月)	13:30~16:00	大宮地域振興センター (大塚委員・藤原推進委員)
阿毘縁	11月19日(火)	9:00~11:30	阿毘縁地域振興センター (足立福子委員・足立進也委員・岸推進委員)
石見	11月19日(火)	13:30~16:00	石見地域振興センター (嶋川委員・塩見委員・丸山推進委員・難波推進委員)
山上	11月20日(水)	9:00~11:30	山上地域振興センター (木山委員・坪倉推進委員・妹尾推進委員)
多里	11月22日(金)	13:30~16:00	多里地域振興センター (糸田川委員・新田推進委員)

○ 通知をお送りします

令和6年度中に利用権設定が終了する方に向けて、案内通知をお送りします。内容をご確認のうえ、契約期間など十分に協議いただき、農業委員会事務局までご提出ください。

中間管理機構を経由した契約に統一されました

地権者



鳥取県農業農村担い手育成機構



耕作者

既に、利用権設定されているものは、満了日まで有効です。

※賃借料のやり取りは、機構の仲介で行うか直接やり取りをするか選択できます。

※相対契約の経過措置として令和7年3月まで可能

※農地法第3条による相対契約はこれまで通り可能

賃金アップのお知らせ

令和6年10月5日（土）から鳥取県の最低賃金が**957円**になりました。

最低賃金はパートやアルバイトを含むすべての労働者に適用されます。

令和6年度 標準農作業賃金のお知らせ

令和6年度 標準農作業賃金が決定しました。

実際の契約には農地の状況、物価、燃料費の変動の状況に応じて両者でよく話し合って決定してください。
(消費税込み)

作業名		作業単価	備考
農作業 (1時間あたり)		1,000円	時給単価、統一単価に変更
田植え (10aあたり)		一般田	8,000円
		未整備田	9,000円
耕	荒起こし、秋起こし (10aあたり)	一般田	8,000円
		未整備田	9,500円
耘	荒がき (10aあたり)	一般田	6,000円
		未整備田	7,000円
	代かき (10aあたり)	一般田	7,000円
		未整備田	8,000円
ブロードキャスター (10aあたり)		2,700円	燃料費は請負者負担 回送料含む
コンバイン (10aあたり)		一般田	19,000円
		未整備田	22,000円
籾摺り・乾燥 (摺上玄米 30キロあたり)		1,000円	生籾水分量に関係なく 燃料費含む
籾摺り・乾燥・色彩選別 (摺上玄米 30キロあたり)		1,350円	生籾水分量に関係なく 燃料費含む
色彩選別 (摺上玄米 30キロあたり)		440円	機械調整等含む
防除作業（動噴、ドローン） (10aあたり)		薬剤散布 2,700円	薬剤費は依頼者負担
草刈作業 (1時間あたり)		あぜ草等 1,900円	燃料費は請負者負担
畔付け (1mあたり)		70円	燃料費は請負者負担 回送料含む

※フレールモア、ハーベスターの作業単価は廃止しました。

令和6年度農業委員会視察研修会

6月12日（水）香川県の公益財団法人善通寺市農地管理公社に、6月13日（木）愛媛県のJA おちいまばり農産物直売所さいさいきて屋での取り組みについてお話を伺ってきました。

善通寺市農地管理公社では担い手のいない農家の農地保全や農作業の受託をおこない、農地の荒廃防止と利活用について説明を受け、「善通寺市讃岐もち麦ダイシモチ」の普及活動について学びました。

JA おちいまばり農産物直売所さいさいきて屋では直売所だけでなく、体験型農園や実証農園も併設され、農業への理解促進につなげておられました。

日南町農業委員会では、今後も関係機関との定期的な情報交換や研修会等を実施し、積極的な農業施策に取り組んでいきます。



第22回 鳥取県農業委員会 女性協議会総会及び研修会

7月25日（木）、倉吉市を会場に第22回鳥取県農業委員女性協議会総会が開催され、昨年度の事業報告及び今年度の事業計画が承認されました。

研修会では、11月に米子市で開催される、中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会に向けたグループワークを行いました。

今年度の中国四国ブロック農業委員女性委員研修会は鳥取県が当番県となっており、総勢約200名の参加者を予定しています。

女性協議会は、これからの農業・農村の持続的な発展のため、女性の声をさらに反映させ、繋いでいくために積極的に取り組んでいます。これまでの活動報告と、農業委員として活動する際の情報共有を図りながら、有意義な情報交換ができることを期待しています。

利用意向調査にご協力ください

町内全域を対象に今年も農地パトロールを実施しました。

農業委員会では、農地パトロールの結果を基に、今後の適正な活用を促すことを目的として利用意向調査を行っていきます。

利用意向調査とは、農地の所有者または管理者が農地法に基づき遊休農地を今後どのように利用・管理していくか確認するための調査のことです。

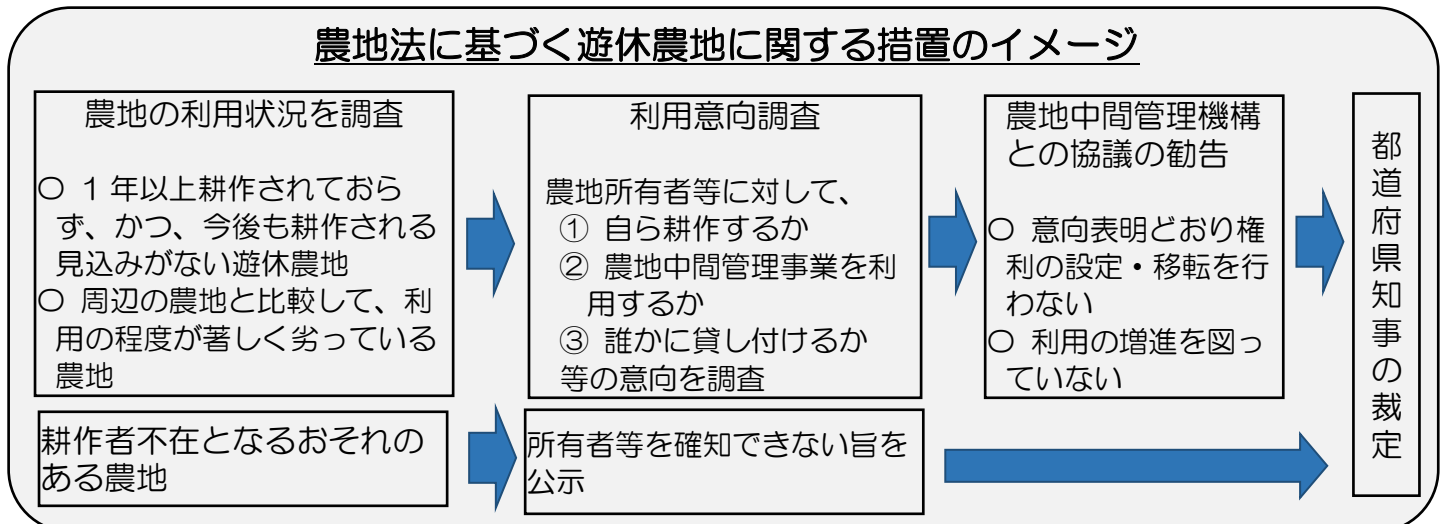
該当する農地の所有者の方には、担当地域の農業委員、農地利用推進委員がお伺いします。ご不在の場合には事務局から連絡させて頂く場合もあります。皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

なお、調査から6か月経過しても回答がない、または「自ら耕作する」「自ら買い手あるいは借り手を見つける」と回答したのにも関わらず、6か月経過しても実行しない所有者等には、農地中間管理機構と協議するように農業委員会から勧告を行うこととされています。

平成29年の制度改正により、この勧告が行われている農地に関して、1.8倍の固定資産税を徴収することとなりました。

必ず回答していただき、農地の適正な利用・管理を行うようお願いいたします。

農地法に基づく遊休農地に関する措置のイメージ



知って得する農業者年金

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金です。次の3つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

- 農業者なら誰でも加入できる終身年金
 - 一定要件を満たす場合には国庫補助による政策支援
 - 全額社会保険料控除の税制優遇措置
- 農業者年金の加入には
◎国民年金第1号被保険者であること
◎年間60日以上農業に従事していること
◎65歳未満であること

インターネットやスマホで簡単に将来受け取れる年金額のシミュレーションもできます。詳しくはJAまたは農業委員会へご連絡ください。

国民年金の上乗せで豊かな老後を！

全国農業新聞を購読してみませんか

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、皆様の経営発展に役立つ新聞として編集しています。ぜひ1度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞のご購読をご検討ください。みなさんのお申し込みをお待ちしております。

毎週金曜日発行
購読料：新聞本紙
電子新聞
購読の申込み・相談先

B3版8~10頁建
月700円（送料・税込）※電子新聞も閲覧可能
月500円（税込）※電子新聞のみの閲覧
日南町農業委員会事務局
※電子新聞の申込みは、全国農業新聞ポータルサイト「あぐりオンライン」で受付ています。



相続登記が義務化されています

相続に伴う所有権の移転登記がなされていないことにより、所有者不明土地が日本各地で増加しています。

相続で取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記が必要です。

義務化前に相続した不動産も義務化の対象になります。**令和9年3月31日**までに相続登記が必要です。

早期の遺産分割が難しい場合は『相続人申告登記』をすることができます。

制度のお問い合わせは鳥取地方法務局米子支局または、鳥取県司法書士会ホームページに記載されている最寄りの司法書士事務所へお問い合わせください。

〔編集後記〕

最近朝晩も涼しくなりすっかり秋の気配を感じますが、今年の夏は異常なほどの猛暑となりました。町内ではほとんど稲刈りも終わられたようですが今年の米の出来はいかがでしたでしょうか。

さて、今年も移動農地銀行を開催します。利用権の設定以外にも農地に関するお困りごとなどありましたら、この機会にぜひご相談ください。

広報委員会委員長 足立進也 委員 梅林操・天崎直幸・木山篤志

◆ 農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞 800 番地 TEL: 0859-82-1902 FAX: 0859-82-1478